

30
CELEBRATING 30 YEARS

月刊Eニュースレター
Vol 02 第03号
2021年3月

ボトムライン

目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- 合併と買収 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	49,100	6.08%	▲
NSE NIFTY50	14,529	6.56%	▲
NASDAQ Composite	13,192	0.93%	▲
NIKKEI 225	28,966	4.71%	▲

Currency 通貨

USD/INR	73.92	-1.43%	▼
EURO/INR	89.25	-0.91%	▼
GBP/INR	102.99	-3.16%	▼
JPY/INR	0.694	0.34%	▲

Note: The month-on-month movement as on February 28, 2021 is represented in percentages
参照: Yahoo Finance, Investing.com

直接税

通知・通達

コンプライアンス期限の延長

以下の直接税に関するコンプライアンス期限が延長されています。

- 税務調査・再調査の完了期限は2021年3月31日から2021年4月30日へ延長。その他の期限は2021年9月30日までへ延長
- ペナルティ通知は2021年6月30日へ延長
- 直接税恩赦スキーム (Tax Vivad se Vishwas) に基づく申告は2021年3月31日へ変更

Notification No. 10 and 09/2021-CBDT, dated February 27, 2021 and dated February 26, 2021

2021年 非対面型評価スキームの改正に関する通知

非対面型評価スキームはDRPの前に異議を申し立てる手順を組み込むよう改正されました。

Notification No. 06 and 07/2021 - CBDT, dated February 17, 2021

税務判決にかかる透明性の向上を目指したBEPS行動計画5"ピアレビュープロセス"

BEPS 行動計画5ピアレビューの新しいプロセス (有害な税務慣行-透明性フレームワーク) 2021年から2025年に承認され税務判決の透明性を維持しさらに改善します。

方法論は管轄区域がピアレビューを完了するための手続き上の仕組みを示しています。

<http://www.oecd.org/tax/beps/oecd-agrees-new-peer-review-process-to-foster-transparency-on-tax-rulings.htm>

ホワイトカラー犯罪に向けて報告

OECDは税及びホワイトカラー犯罪を可能にする専門家に取り組む方法に関する詳細なレポートをリリースしました。

<http://www.oecd.org/tax/crime/ending-the-shell-game-cracking-down-on-the-professionals-who-enable-tax-and-white-collar-crimes.htm>

司法判決

貸し手が上場企業である場合にはローン受領金額には配当条項が適用されない

裁判所はみなし配当 2(22) (e) の規定は融資を受けた日に適用されると判示しました。この場合貸し手は証券取引所に上場している会社であり取引はセクション2(22) (e) の範囲外になりました。

Eicher Motors Ltd [TS-47-ITAT-2021(DEL)]

所得税法第50条は「土地の権利」の販売に非適用

裁判所の判決によると、所得税法第50C条は、「土地または建物」の販売にのみ適用され、「土地の権利」の販売には適用されないとの判断を下しました。また、同判決では第50C条が「不動産」という用語の代わりに「土地」という用語を使用していることを認めています。

V. S. Chandrashekar [TS-73-HC-2021(KAR)]

直接税委員会は様々なコンプライアンスに関する期限延長を公示しています。

BEPS 行動計画5は、税務判決の透明性をさらに改善します。

みなし配当条項は、上場企業の貸付金返済金額について適用されない判決が 나왔ました。

土地に関する権利の販売について所得税法50C条は適用されない判決が 나왔ました。



間接税

通知・通達

2019-20年度のGSTR-9及びGSTR-9Cの提出期限の延長

2019-20年度における年次報告書(GSTR-9)及び修正フォーム(GSTR-9C)の提出期限は、2021年3月31日まで延長されました。

Notification No. 4/2021-Central Tax dated February 28, 2021

B2Cにおける請求書のQRコードの明確化

B2Cにおける請求書上のQRコードについて規定した通達が次の通り発行されています:

- 輸出請求書にQRコードは必要ではない
- QRコードには、サプライヤーGSTIN、サプライヤーUPI ID、受取人の銀行口座番号、IFSC、請求書番号、日付、合計金額、GSTの金額、税の種類の内訳を含む。

Circular No. 146/02/2021-GST dated February 23, 2021

エラーによるGSTR-1の登録取消

納税者はGSTポータル上でForm GST REG-17を通じた申請によりGSTR-1登録取消が可能です。申請に関する通知受領後に、30日以内にエラー内容を説明する返信が必要となります。

Circular 145/01/2021-CGST dated February 02, 2021

訴訟・事前裁定

駐在員事務所の活動についてGSTは非課税

インドの駐在員事務所は外国法人の拠点であり、当該外国法人から独立した拠点ではないことから、インドに事務所を維持するために本社から受け取った外国為替の国内送金は、連絡活動の考慮事項とは言えない点が明確になりました。したがって駐在員事務所は課税対象の供給行為についてGST登録を取得する必要はない判断が下されています。

M/s Fraunhofer-Gesellschaft ZurForderung der angewandtenForschunge. V (AAAR Karnataka)

課税供給

マンパワーサービスの場合、課税標準には、供給されたマンパワーの実際の賃金と、マンパワーサービスプロバイダーの対応するサービス料金が含まれます。したがってGSTはサービス料だけでなく上記で計算された値全体に課税されるものとします。

M/s KSF-9 Corporate Services Pvt Ltd (AAR Karnataka)

開発後の土地の売却

申請者は土地を元の形で売却しておらず、売却価値を高めるために建設及び開発活動を行う場合、当該活動はCGST法のスケジュールIIIの対象外でありサービスの供給として課税される。

M/s Abhishek Darak (AAAR Uttarakhand)

2019-20年度のGSTR-9及びGSTR-9Cの提出期限は、2021年3月末まで延長されました。

駐在員事務所の活動についてGSTは非課税となります。

開発後の土地の売却収益はGSTが課税されます。

土地の売却に向けた前払金の没収

土地の売却がCGST法のスケジュールIIIの適否に関わらず、土地の売却に関連する事前の没収は、同法のスケジュールII第5(e)条に従って供給として扱われます。

M/s Fastrack Deal Comm Pvt Ltd (AAR Gujarat)

犯罪の統合

申立人は4つの会社を効果的に運営及び管理している場合、CGST法第132条に記載するように、4社の誤ったまたは超過の税額控除を統合して合計5,000万ルピーにまで制限を計算する必要があります。したがってGST当局は逮捕権限の行使が妨げられることはない。

M/s Yogesh Jagdish Kanodia v The State of Maharashtra (Bombay High Court)

会社法及び関連法

通知

OPC[一人会社]に提供される救済策

2021年会社設立第2改正規則を通じてさまざまな緩和策がOPCに提供されている。以下に記載している通りです：

- NRIによる一人の会社の組み込みが許可されるようになった。
- 居住取締役の基準が182日から120日に短縮された。
- 民間企業または公開企業への転換を容易にすることでOPCの法人化が奨励された。

Notification No. G.S.R. – 91(E)/MCA/dated February 01, 2021

しきい値上限の増加

中小企業の払込資本の限界額は500万ルピーから2000万ルピーにまた売上高は2000万ルピーから2億ルピーに増加されました。改訂は2021年4月1日から発効するものとされています。

Notification No. G.S.R. – 92(E)/MCA/dated February 01, 2021

デジタル決済セキュリティ管理に関する指示

中央銀行[RBI]は指定された商業銀行、小規模金融銀行、ペイメントバンク、クレジットカード発行NBFCにより堅牢なガバナンス構造を確立するデジタル決済セキュリティ管理に関する基本方針を発行しました。

Press Release: 1127/20-21/RBI/dated Feb 18, 2021

Relaxations for OPCs

Issuance of Master Direction on Digital Payment Security Controls



CFOの展望

IASBは新型コロナウイルス感染症拡大による賃料減免措置について、適用期間の延長を提案しています

また、ICAIは電子商取引を行う企業による発生主義会計に関するガイダンスノートを発行します。

新型コロナウイルス感染症関連の賃料減免の延長措置

IASBは「2021年6月30日以降の新型コロナウイルス感染症関連賃料減免にかかる公開草案」においてIFRS 16号を修正しており、借手が賃料減免措置を適用できる期間を2021年6月30日以前から2022年6月30日以前へ1年間延長しています。

電子商取引にかかる会計処理と発生主義会計に関するガイダンスノート

ICAIは次の2つのガイダンスノートを発行しました:

- 電子商取引にかかる会計: 収益と費用の認識に関するガイダンス
- 発生主義会計: 現金主義から発生主義会計への移行に関するガイダンス

ノンバンクと都市協同組合銀行にリスクベース内部監査システムを導入

インド中銀は2022年3月末までに実施されるリスクベース監査フレームワークに基づき、大規模ノンバンクと都市協同組合銀行にリスクベースの内部監査システムの導入を決定しました。

合併と吸収

SPACはインド企業の海外における株式上場の手段になるか

インドの主要な再生可能エネルギー独立発電事業者であるリニューパワーは最近ナスダックに上場しているSPACであるRMG買収株式会社 II (RMG II) との合併を発表した。

この合併はSPACを通じたインド企業の最初の主要な海外上場となる。

SPACはスポンサーが支援するシェル会社でありIPOを介して資金を調達した後で民間事業を買収する。したがって民間企業はIPOの従来のルートを経由せずに公開される。これらの企業は買収対象を認識せずにIPOで調達した資金を所有および管理しており、「ブランクチェック企業」とも呼ばれる。

SPACは米国市場でIPOの代替手段として大きな人気を得ている。ただしインドでのSPACの上場はまだ許可されていない。インド市場におけるSPACをめぐる勢いは主に利用可能な資金を備えたSPACまたは海外市場への参入を検討しているインド企業にとって魅力的な投資機会が利用できることによるもの。インドのシナリオでは歴史的にヴィデオコンD2HとヤトラはSPACを使用して海外に上場した。またメディアの報道によるとフリップカート、スウィギー、ミトラエナジーなどの多くのインドのメジャーはリストの手段としてSPACを模索している。

Source: Mint, The Economic Times



ニュース

ウェビナー情報

インド政府予算案発表

-2021年2月3日

講演者: K Venkatraman (税務部門 総責任者), Sunil Arora (税務部門 パートナー), Himanshu Srivastava (ビジネス アドバイザリー部門 パートナー), Sundeep Gupta (会計・間接税部門 パートナー)

インドの企業への影響と2021年政府 予算案において発表された主要な直 接税、間接税及び政策変更の概要に ついて講演。

外国企業のビジネス戦略

講演者: Ajay Sethi (ASA マネージング パートナー), Jayant Krishna (UKIBC 執行役), Georg Graf (Freudenberg 社 インド地域統括、独印商工会議所 元所 長), Mathieu Jouve-Villard, (Wedge Consulting 代表、フランス企業運動 インド地域代表)

モデレーター: Sumeet Anand (仏印 商工会議所 所長, IndSight Growth Partners 創設者)

インド政府が発表した改革に基づい て独自の回復を図り2021年の連邦予 算に達するためのインドの外国企業 の選択肢と戦略についてパネルディ スカッション。

三菱UFJ銀行とのインド政府予算

2021年2月9日

講演者: Ajay Sethi (ASA マネージ ングパートナー)、牧辰人 (公認会計 士、SCS国際コンサルティング株式会 社 代表取締役)、野口覚司 (公認会計 士、SCS国際コンサルティング株式会

社シニアマネージャー)、井野鉄兵 (三 菱UFJ銀行シニアアナリスト)

三菱UFJ銀行との共催により、インド 政府予算の要点とインドの日本企業 への影響について日本企業の現地代 表者向けに講演。

2020年新労働法の要点

-2021年2月24日

講演者: Himanshu Srivastava (ビジネ ス アドバイザリー部門 パートナー)

新労働法の体系 (賃金法、労働条件 法、労使関係法、社会保障法) の解説 と企業への影響について講演

その他のウェビナー

デジタル時代の消費財産業

-2021年2月9日

講演者: Vinay KS (監査部門 執行パ ートナー)

仏印商工会議所のウェビナーにモデ レーターとして参加。デジタル技術の 消費者の感情と選好への応用につい て講演。

2020年新労働法の解説

-2021年2月3日

講演者: Himanshu Srivastava (ビジネ ス アドバイザリー部門 パートナー)

インド中小零細企業評議会のメンバ ーに対して新労働法との中小零細企 業への影響について講演。

Bristol & West UK – India Business Gateway (IBG) – 2021年2月19日

講演者: Kim Collaco (アソシエイトダ

イレクター) FICCIとSabre Capital共 催のウェビナーに参加、インドビジ ネスの実際について講演。

アクセスインドプログラム-IIワークシ ョップ

-2021年2月23日

講演者: Ajay Sethi (ASA マネージン グパートナー)

UKIBCとFICCI UKの共催ウェビナー に参加、近年のインド政府による産 業振興策と事業機会について講演。

GSTとe-インボイス -改正の要点と 解決策-

-2021年2月26日

講演者: Sundeep Gupta (会計・間 接税部門 パートナー)

FICCIとClear Taxの共催ウェビナー に参加、近年のGST法改正点のうち、 仕入税額控除(ITC)とe-インボイスに ついて講演。

公開された記事

自動車業界は回復への道を進んで いるか

-2021年2月

著者: G Vishwanathan (会計ビジネ スサポート部門 ディレクター)

自動車産業のトレンド雑誌である Sixth Senseに寄稿、インド国内の自 動車セクターに与える影響と業績回 復の可能性について講演した。

GLOSSARY



ARC

Asset Reconstruction Company Limited

AAAR

Appellate Authority for Advance Ruling

AAR

Authority for Advance Ruling

BEPS

Base Erosion and Profit Shifting

B2C

Business to Consumer

CBDT

Central Board of Direct Taxes

CGST Act

Central Goods and Services Tax Act, 2017

CGST Rules

Central Goods and Services Tax Rules, 2017

DRP

Dispute Resolution Panel

GST

Goods and Services Tax

HC

High Court

ITAT

Income Tax Appellate Authority

IPO

Initial Public Offer

ICAI

Institute of Chartered Accountants of India

IASB

International Accounting Standards Board

IFRS

International Financial Reporting Standards

LO

Liaison Office

NBFC

Non-Banking Financial Company

NRI

Non-Resident Indian

OPC

One Person Company

OECD

Organisation for Economic Co-operation and Development

QR Code

Quick Response Code

RBI

Reserve Bank of India

RBIA

Risk-Based Internal Audit

SPAC

Special purpose acquisition company

u/s

Under section

UCB

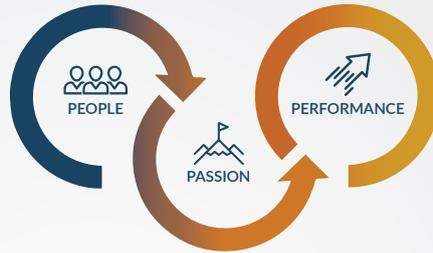
Urban Co-operative Bank



お手ごたえは重大ですがコメントを教えてくださいませんか。
連絡先
editorial@asa.in

当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳
 税務、財務/市場分析を網羅する
 プロフェッショナルファームです。



サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

インド全土に各分野の知見と経験を持
 った専門家集団によりクライアント
 へ確かなサービスを提供



www.asa.in

700 人の社員 プロ	6000 顧客
60+ ヶ所の事務所	32 行のパート トナー専務
30 年の 経験	

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社と一緒に国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】
 Aurobindo Tower
 81/1 Third Floor Adchini
 Aurobindo Marg
 New Delhi 110 017 INDIA
 T +91 11 4100 9999

アーメダバード
 306 - B, Pinnacle Business Park
 Corporate Road, Prahlad Nagar
 Ahmedabad, 380 015 INDIA
 T + 91 79 4891 5409

バンガロール
 Level - 2, Park Square
 No.150, 36th Cross
 Jayanagar 7th Block
 Bengaluru 560 082 INDIA
 T +91 80 4151 0751

チェンナイ
 Unit No. 709 & 710,
 7th Floor 'Beta Wing'
 Raheja Towers
 New Number 177
 Anna Salai,
 Chennai 600 002 INDIA
 T +91 44 4904 8200

グルガオン
 Times Square Fourth Floor
 Block B, Sushant Lok 1
 Gurgaon 122 002 INDIA
 T +91 124 4333 100

ハイデラバード
 Ammaram Unnathasan Reddy Tower
 H No 1-11- 301/3 Ground Floor
 Gagan Vihar Begumpet
 Hyderabad 500 016 INDIA
 T +91 40 2776 0423

コチ
 Pioneer Tower
 207-208 Second Floor
 Marine Drive
 Kochi 682 031 INDIA
 T +91 484 410 9999

ムンバイ
 Lotus Corporate Park
 D-401, CTS No.185/A
 Graham Firth Compound
 Western Express Highway
 Goregaon (East)
 Mumbai 400 063 INDIA
 T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエイト
 Chandigarh, Kolkata, Pune,
 Visakhapatnam, Nepal

Disclaimer: This publication has been jointly prepared by ASA & Associates LLP and ASA Corporate Catalyst India Pvt Ltd. We have taken all steps to ensure that the information in this document has been obtained from reliable sources and is accurate. However, this document is not intended to give legal, tax, accounting or other professional guidance. We recommend appropriate advice be taken prior to initiating action on specific issues.